

## 屋島やすらぎ重要事項説明書

### 高松市介護予防訪問介護相当サービス (介護予防・日常生活支援総合事業)

当事業者は、利用者に対して介護保険法等の関係法令及び高松市介護予防訪問介護相当サービスの要綱の規定に基づき、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

#### 1. 事業者

- (1) 法人名 特定非営利活動法人 屋島やすらぎ
- (2) 法人所在地 香川県高松市屋島東町1414番地
- (3) 電話番号 087-843-9590
- (4) 代表者氏名 代表 猪塚 とも
- (5) 設立年月日 平成15年8月1日

#### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 高松市介護予防訪問介護相当サービス事業所 平成30年4月1日指定  
高松市指定3770102543号
- (2) 事業の目的 要支援状態にある高齢者等に対し、適正な事業を提供します。
- (3) 事業所の名称 屋島やすらぎ
- (4) 事業所の所在地 香川県高松市屋島東町1414番地
- (5) 電話番号 087-843-9590
- (6) 事業所長(管理者)氏名 野崎 留美
- (7) 当事業所の運営方針 「いつでもどこでも誰にでも」をモットーとしています。
- (8) 事業者が行っている他の業務

当事業者では次の事業もあわせて実施しています。

- 「指定居宅介護支援事業」「指定訪問介護事業」 平成15年8月1日指定
- 「地域密着型通所介護事業」 平成28年4月1日指定
- 「指定障害者福祉サービス事業」 平成18年10月1日指定  
(介護予防・日常生活支援総合事業)
- 「高松市訪問型サービスA」 平成28年10月1日指定
- 「高松市介護予防通所介護相当サービス事業」 平成30年4月1日指定
- 「高松市通所型サービスA」 令和1年10月1日指定

#### 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業実施地域 旧高松市、牟礼町、庵治町
- (2) 営業日及び営業時間

営業日時	月曜日～金曜日 9:00～17:15 ※祝日及び12月29日～1月3日を除く。
サービス提供日	年中無休
サービス提供時間	8:00～18:00（電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。）

#### 4. 職員体制

職 種	常勤	非常勤	業 務 内 容
管 理 者	1名		事業所の統括管理、サービス提供責任者、訪問介護員兼務
サービス提供責任者	2名	1名	介護予防訪問介護相当サービス計画の作成、訪問介護員兼務
訪問介護員等		25名以上	介護予防訪問介護相当サービス

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者の家庭に訪問し、サービスを提供します。

##### (1) 提供するサービス

利用者が自立で行うことが困難な行為について、家族や地域の支援が受けられない場合に、訪問介護員等による身体介護・生活援助サービスを提供します。なお、通院等のための乗降車介助（いわゆる介護タクシー）は利用できません。

##### (2) サービス利用料金

[基本単価]

週1回まで	287単位/回（月4回以下）	1,176単位/月（月4回を超える場合）
週2回まで	287単位/回（月8回以下）	2,349単位/月（月8回を超える場合）
週に2回を超える程度	287単位/回（月12回以下）	3,727単位/月（月12回を超える場合）

介護職員等処遇改善加算Ⅱ 所定単位数に22.4%を乗じた単位数が加算されます。

地域区分（高松市）7級地 地域単価 1単位=10.21円

（自己負担分：利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額です）

- ・新規に高松市介護予防訪問介護相当サービス計画を作成した利用者に対して、初回に、「サービス提供責任者が、自らサービス提供」したか、「サービス提供責任者が他のスタッフのサービス提供に同行訪問」した場合は、割増料金（200円/月）が加算されます。

##### (3) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際して、要した交通費の実費をいただきます。なお通常の事業実施地域を超えた地点から片道10キロメートル以上は500円を頂きます。

##### (4) 利用料金のお支払い方法

利用月分をご指定の金融機関口座（翌月27日）・郵便局口座（翌月20日）から振り替えさせていただくか、郵便振込取扱票によりお支払い下さい。

##### (5) 利用の中止、変更、追加

◇利用予定日の前に、ご利用者の都合によりサービスの利用を中止又は変更することができます。

この場合には、サービスの実施日の前日までに事業所に申し出て下さい。

◇利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合は、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 50%

◇サービス利用の変更・追加の申し込みに対して、訪問介護員等の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う訪問介護員等

サービス提供時に、担当の訪問介護員等を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員等が交替してサービスを提供します。

### (2) 訪問介護員等の交替

#### ① ご利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員等の交替を希望する場合には、当該訪問介護員等が業務上不適切と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の訪問介護員等の指名はできません。

#### ② 事業者からの訪問介護員等の交替

事業所の都合により、訪問介護員等を交替することがあります。

訪問介護員等を交替する場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

### (3) サービス実施時の留意事項

#### ① 定められた業務以外の禁止

利用者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

#### ② 高松市介護予防訪問介護相当サービスの実施に関する指示・命令

高松市介護予防訪問介護相当サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。ただし、事業所は高松市介護予防訪問介護相当サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

#### ③ 備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員等が事業所に連絡する場合、電話等も使用させていただきます。

## 7. 虐待の防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。 **(担当者：管理者 野崎留美)**
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報します。

8. 身体的拘束等について

原則としてご利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他傷等危険が及ぶことが考えられる場合には、同意を得た上で、必要最小限の範囲で身体的拘束等を行うことがあります。その場合には、態様及び時間、ご利用者の心身の状況、緊急やむをえない理由等記録し、5年間保存します。また、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを行います。

9. 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該継続計画に従って必要な措置を講じます。従業者に対し必要な研修及び訓練を定期的実施します。定期的計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

10. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付 当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	担 当	野崎 留美		
	電 話	087-843-9590	FAX	087-841-3853
	受付時間	月～金	午前9時～午後5時15分	
第三者評価は実施していません。				

(2) 行政機関その他苦情受付機関

高松市介護保険課	電 話	087-839-2326	FAX	087-839-2337
	受付時間	月～金	8:30～17:00	
国民健康保険 団体連合会	電 話	087-822-7431	FAX	087-822-6023
	受付時間	月～金	9:00～17:00	
香川県社会福祉 協議会	電 話	087-861-0545	FAX	087-861-2664
	受付時間	月～金	9:00～17:00	